事	業番号	08 04 32		事業	と善シ−	-ト (24	年度実施事業分)	<u></u>	予算要求	□予算:	案 ■点	検			
車	業 名		1	BSE監視	給杏重	坐			部局	農政	部				
7	* 1				火 五平	不 具		担	課・3		畜産課				
		プロジェクト						当課	E−m	ail <u>enc</u>	<u>niku@pre</u>	f.nagan	o.lg.jp		
	参考>			に挑戦する			1 _ 1tr	沐							
総合計画	今5か年	施策の総合的展	2 自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産 開												
ā 1 L	픠		4-2 県	民生活の安				ᢖ	[施期間	i i	H14	\sim			
			4 食品	•医薬品等	の女全権は										
1 事業の概要															
B	指す姿	牛伝達性海綿状脈	凶症 (BSE)	の発生疫学	を解明し、	人への感	染を防止する。								
l	田作	○平成21年1月を最後に国内での発生はなく、国際的にはBSEの管理された国に指定されている。													
	現状	○死亡牛は、BSE	に罹患して	いる可能性	が高く、死	亡牛のBS	E検査は、BSEを管理(監	[視]す	っるため	に効率的で	である。				
■ 社会放棄な □ 内切焼却 □ □ べわけんばなたて □ 【十部 ○ 発明 - 相加 社会放】															
県が関与		■法令等義務 □内部管理 □県でなければ実施不可 【左記の説明、根拠法令等】 □民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 牛海綿状脳症特別措置法に基づき実施													
す	る理由	□氏間、中町村でも美施可能たが、宗教子の必要性有 一十個納水脳症符別相直伝に塞りさ美施 □その他()													
① 成果目標(H24)															
		24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査を実施し、BSEの摘発と疫学情報を収集する。 ・BSE検査数 1,000頭													
			2021/1.2. 1,000×5												
事業内容		② 事業内容							(単位:千円)						
		項	実施方	法	H24事業実績			(1.1.1.)	H24 H25						
					(当初) (決算) * 24ヶ月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を実施し、本 0.500 0.11						算)	(当初)			
		BSE監視検査	事業	直接	接 247万齢以上の死亡十五頃のB3E模量を実施し、本 9,538 9,538 9,						9,149	9,677			
				_											
									計	9,5	38	9.149	9,677		
							L						,		
	区	分(単位:千円)	23年度	24年度	25年度		成果			目標の達成状況					
	予	前年度繰越	10.050	0.550	0.500	0.055	項目		現況 見込)	tar	H 2 4	3-da - D. 115-3-m	H25 目標		
事	算	当初予算 補正予算	10,652	9,753	9,538	9,677			元心)	目標	成果	達成状況	口标		
	額	合計(A)	10,652	9,753	9,538	9,677	BSE検査数	1,	076頭	1,000頭	1,021頭	達成	1,050頭		
業		国庫支出金	2,940	2,858	2,868	2,940									
⊐	AO	県 債													
ス	l —	その他(使用料及び	4,572	5,298	5,332	5,405									
^		一般財源	3,140	1,597	1,338	1,332									
۲	決 第		10,597	9,733	9,149	0.50									
	概 算人件費	職員数(人) 概算人件費(C)	2.50 20,793	2.50 20,645	2.50	2.50 20,645									
		ベ昇入計員 (C) 業費(B(A)+C)	31,390	30,378	29,794	30,322									
			,3	,	, · - +	,									
目標に対 する成果 の状況															
		24ヶ月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を実施し、BSEの摘発と情報収集に努めた。													
U	////L														
		事未の万円性 □ 事業を実施	□事業	を見直して	て実施	■ 事業を現行どおり	事業を現行どおり実施								
今後、事業 をどのよう にしていき たいか。			_ , ,,,			**E-2011 C 407 / //IE									
		国の牛海綿脳症対	対策特別措	置法に基づ	き引続き	実施する。									
		国の牛海綿脳症対策特別措置法に基づき引続き実施する。													